

かじや知宏 市政報告



<生年月日>昭和43年9月12日 <出身地>大阪府枚方市 <趣味>読書、スポーツ観戦、神社仏閣巡り、観劇 <血液型>O型
<経歴>阪保育所→殿山第二小→枚方三中→牧野高→龍谷大→報知新聞社(11年)→枚方市広報課(3年3ヶ月)→行政書士

<自宅>〒573-0171 枚方市北山1-23-57
電話 090-3705-9393 Eメール tomohiro@t-kajiya.com

かじや知宏のホームページ
<http://www.t-kajiya.com>

民泊新法スタート 安全・衛生面などをルール化

市として「民泊」の位置付けを明確にし、独自ルールの制定を



住宅宿泊事業法(民泊新法)が6月15日に施行されました。この法律は、個人の住宅の一部やマンションの空き部屋などを有料で旅行者らに貸し出す「民泊」について、安全・衛生面などのルールを定めたものです。枚方市では、8月13日現在で9件の届出が受理されています。

法の趣旨としては、増加する外国人観光客の宿泊先の受け皿を増やすことや、違法な民泊を排除するというのですが、閑静な住宅地に突然民泊ができて、不特定多数の人が多数出入りするとすると、不安に感じる住民の方も多いためです。

区分所有法に基づくマンションなどでは、管理組規約に民泊禁止の規定を盛り込むことで、市が届出を受理できなくなりますが、主に一戸建ての地域では規制が難しいのが現状です。

自治体によっては、営業期間やエリアの規制を法律より厳しくした条例を制定しているところもありますが、枚方市は現時点でそのような条例制定の予定がないとのこと。

しかしその一方で、空き家などの私有財産を有効に活用したいという方の権利も守られるべきですし、過度の規制はヤミ民泊の増加にもつながりかねません。

枚方市として、民泊を市政の中でどのように位置づけていくのか、その方向性を示さなければなりません。観光振興や空き家対策などに有効と考えるのであれば、周辺住民の生活環境への影響とのバランスを考慮して進める必要があります。まず現状を検証するとともに、施策としての位置付けを明確にし、住民の意見をしっかりと聞いた上で、枚方市の現状に応じた独自のルールを制定すべきと考えます。

活動の詳細はホームページをご覧ください

かじや知宏

で 検索



ブログのQRコード



tomohiro.kajiya



@kajiya_tomohiro

※フェイスブックとツイッターのアカウントを開設しています。

駅前報告を行っています

～600回継続中～

一人でも多くの市民の方に市政情報をお伝えしたいという思いから、午前6時20分頃～8時30分頃に駅前「市政報告」の配布を行っています。